

公 告

一般競争入札の実施（建設工事）

次のとおり、制限付一般競争入札を行うので公告する。

令和6年8月27日

長崎県島原病院
院長 蒲原 行雄

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 6島病工第1号
- (2) 工 事 名 長崎県島原病院ライトコート外壁修繕工事
- (3) 工事場所 島原市下川尻町7895番地
- (4) 工 期 令和7年3月31日限り
- (5) 工事概要 工事種別：修繕
長崎県島原病院ライトコート（中庭）の外壁修繕（RC造部分）
外壁クラック補修及び目地シーリング等取替、下地調整、防水形複層塗材E仕上げ塗り
工事対象部設置の排気管取替、防鳥ネット取外し、再取付
石綿アスベスト除去及び処分あり
- (6) 支払条件 前金払、中間前金払又は部分払 有
- (7) この入札は、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成15年6月27日 長崎県告示第780号。以下「実施要綱」という。）第2条第16号に規定する事後審査型入札である。
- (8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日 平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
- (9) 本工事においては、下請けに対する不当に低い請負代金や指値発注を防止し、公共工事における品質と適正な労働条件を確保するため、下記事項を規定する。
 - ① 本工事における下請契約（長崎県病院企業団と契約を行う請負者が行う下請契約（一次下請契約）はもとより、それに続く全ての下請契約を含む。以下、全ての下請契約）は、建設工事標準下請契約約款（中央建設業審議会：改正令和元年12月13日）又はこれに準拠した内容を持つ契約書にしなければならない。
 - ② 全ての下請契約においては、工事の種別ごとに直接工事費の内訳や諸経費の別を明らかにした内訳書を添付しなければならない。
 - ③ 長崎県病院企業団は、上記事項について、確認調査を行うことがある。
 - ④ 請負者及び全ての下請負者は、長崎県病院企業団が行う下請状況の確認調査について、協力しなければならない。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札参加資格を有する者は、建設工事事後審査型入札公告共通事項書（以下「共通事項書」という。）2の（1）に定める要件を満たす者で、さらに（1）及び（2）の条件をすべて満たす者であること。

- (1) 実施要綱第7条第6項に規定する「競争参加資格確認届出書」の提出期限の日から落札決定の日までの間に
おいて次の条件をすべて満たす者であること。

建設業の許可に関する条件	建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく、建築工事業に係る建設業の許可を有すること。
営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件	長崎県内に本店または支店（営業所）を有する者で、長崎県における建設工事業に係る総合数値が670点以上、格付等級がBランク以上であること。

年間平均完成工事高	建築工事業において6,000万円以上
経営事項審査の審査基準日	令和6年度長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づく入札参加資格名簿（格付表）に登載され、届出書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期間が満了する者でないこと。

(注1) 「格付等級」とは、名簿記載の「格付等級」をいう。

(2) 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。

同種工事の施工実績に関する条件	延べ面積1,500㎡以上の外壁修繕工事（塗装工事・防水工事含む）の実績を有すること。	
配置技術者に関する条件	以下の条件をすべて満たす主任技術者を配置できること。	
	国家資格等	法による二級建築施工管理技士もしくは、同等以上の資格を有する者。
	その他	① 当該入札参加業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者。特に、法第26条第3項の規定により専任で配置する場合は、事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限日を含め連続して3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。ただし、倒産を事由に退職した者（倒産の事実が発生して以降3か月以内に退職した者）を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。 ② 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。 ③ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県内で発注された公共工事（長崎県発注工事を除く。）において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。

(注1) 「公共工事」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する「国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事」及び「契約の相手方が公団、公社である建設工事」をいう。なお、特殊法人等には国立大学法人法に定める国立大学法人も含む。

(注2) 「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について」に規定するものをいう。

3 入札等担当部局

区分	担当内容	担当部局	電話番号等	住所
入札・契約 工事・技術 担当	提出書類、入札・契約に関する事項 設計図書の内容等技術的要素に関する事項	長崎県島原病院財務係	TEL 0957-63-1145 FAX 0957-63-4864	〒855-0861 長崎県島原市下川尻町7895番地

4 提出書類

(1) 事後審査型一般競争入札参加申込書等として、次の書類を提出すること。

① 共通事項書3の(1)のア、ウ、エ

(2) 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等として次に掲げる書類を提出すること。

① 共通事項書3の(1)のオ、カ、キ

5 入札日程

【交付について】 書類様式、入札説明書の交付期間及び方法	【交付期間】 令和6年8月27日(火)から 令和6年9月12日(木)まで	① 書類様式 長崎県病院企業団のホームページ (http://www.nagasaki-hosp-agency.or.jp/) 又は 長崎県島原病院のホームページ (http://www.shimabarabyoin.jp/) から入手すること。 ② 入札説明書 3の入札等担当部局にて交付する。
【提出について】 事後審査型一般競争 入札参加申込書等の提出 期間及び場所	【提出期間】 令和6年8月27日(火)から 令和6年9月10日(火)まで	3の入札等担当部局に持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便又は配達記録郵便に限る。提出期限内必着。）による
【質問について】 入札説明書に関する 質問期間及び場所	【質問期間】 令和6年8月27日(火)から 令和6年9月6日(金)まで	3の入札等担当部局
上記回答期限 及び回答方法	令和6年9月10日(火)まで	・個別事項は、当該者にFAXもしくはメールにて回答 ・全参加者に関する事項は、入札説明書の交付を受けた者全員にFAXもしくはメールにて回答
入札日時及び場所	令和6年9月13日(金) 午後14時00分から	長崎県島原病院3階会議室 長崎県島原市下川尻町7895番地 電話 0957-63-1145
事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期間及び場所	落札候補者決定通知の翌日から 起算して3日以内	3の入札等担当部局への持参による

(注1) 上記の期間は、長崎県病院企業団の休日を定める条例（平成21年長崎県病院企業団条例第3号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで（来所する場合は正午から午後1時までを除く。）とする。（ホームページ掲載内容を除く。）

(注2) 入札説明書に関する質問は、書面により郵送もしくはFAXで行うこと。FAXの場合は、電送後直ちに原本を郵送すること。この場合において、質問者は郵送又は電送を問わず、必ず提出先に着信を確認すること。

6 設計図書の貸出し等

- (1) 設計図書等は、CDにより貸し出すものとする。
- (2) 貸し出した設計図書等については、入札終了後に入札会場にて返却すること。
- (3) 縦覧設計書は参考資料であるため縦覧設計書に対する質疑は受け付けない。設計図書を優先した数量で見積りを行い、設計変更時の数量根拠としては扱わない。

7 入札方法

紙入札で行う。

入札回数は、1回とする。なお、入札不調の場合においても随意契約による契約は締結しない。

8 入札保証金

免除

9 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額とする。ただし、長崎県病院企業団財務規程第147条各号に掲げる担保の提供、第148条第1号に規定する履行保証保険証券又は同条第2号に規定する工事履行保証証券の提出に代えることができる。

10 入札の無効

共通事項書 1 4 のいずれかに該当する者の入札は、無効とする。

11 落札候補者の決定

開札後、予定価格の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最低価格を提示した者を落札候補者とする。

なお、最低価格者が複数の場合は、入札会場においてくじにより落札候補者を決定する。また、最低価格から 2 番目、3 番目に同額入札者が複数あった場合においても、入札会場においてくじによりその順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

12 落札者の決定及び通知

- (1) 落札候補者が提出した書類を審査し、資格要件を満たしていることを確認した場合は、その者を落札者と決定し、落札者を含む入札参加者全員にその旨を通知する。
- (2) 落札候補者が提出期限までに競争参加資格審査申請書等を提出しないとき、又は審査の結果、落札候補者が資格要件を満たさないことを確認したときは、その者のした入札を無効とし、その者に通知する。この場合は、落札候補者の次に低い価格で入札した者（以下「次順位者」という。）を落札候補者とする。この場合においては、(1) の取扱いを準用する。
- (3) 次順位者の取扱いは、落札候補者が落札者とならなかった場合、順次準用する。

13 最低制限価格

設定しない。

14 その他

- (1) その他入札参加資格、入札・契約に関する事項は共通事項書のとおり。
- (2) 不明な点に関する問い合わせ先
3 の入札等担当部局